

城北中学校生徒指導規程

平成 31 年 4 月 1 日
福山市立城北中学校

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、全校生徒が「城北中学校の生徒である」ことに自覚と誇りを持って行動するために、必要な規定とは何かを、本校生徒と教職員が共に協議し、作成したものである。

第 2 章 学校生活に関すること

(あいさつ)

第 2 条 学校・地域で元気よくあいさつをする。

第 3 条 校長室・職員室・保健室・事務室などへの出入りは、礼儀正しくする。

第 4 条 ことばづかいは、正しくていねいにする。

(服装)

第 5 条 校外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用する。

(1) 冬服 (男子)

ア 詰襟学生服 (黒色) 上下で、標準マークのついているもの。(カラー着用または襟に白線入りのもの)

イ 学生服の下には白カッターシャツを着用する。

(2) 冬服 (女子)

ア 城北規定制服 (紺色) で、襟なしダブル、4 つボタンのもの。

イ ひだスカート (ひだ数 20~24)。

ウ スカートの長さはひざがかけられる長さとする。

(3) 冬服 (男女)

ア 防寒用の服 (セーター等) は制服より外部に出ないものとする。ただし、防寒用の服の色については黒・紺とする。

イ 登下校における防寒着 (ウインドブレーカー) は、部活動で指定されたもの、または学校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。上記以外のウインドブレーカーは不可とする。

ウ マフラー・手袋は学校より指示のあったときより許可する。ただし校舎内では着用しない。

エ ニット帽・耳あては許可しない。

(4) 夏服 (男子)

ア 白半袖カッターシャツ (白半袖開襟シャツも可)。

イ ズボンは冬規定に準ずる。

(5) 夏服 (女子)

ア 城北規定の青ブラウス。

イ スカートの冬規定に準ずる。

(6) 合服 (男子)

ア 白カッターシャツ長袖。

イ ズボンは冬規定に準ずる。

(7) 合服 (女子)

ア 長袖の丸襟ブラウス。

イ 城北規定のベスト。

ウ スカートの冬規定に準ずる。

(8) その他

ア ネームは、年間を通して規定のネームを胸ポケットにつける。

イ 靴下は、白・黒・紺のスクールソックスとする。くるぶしソックスは不可。*学校行事は白のスクールソックスとする。

ウ 男子はベルトを着用する。ベルトは黒色もしくは濃い茶色で、飾りのついていないものとする。

エ 靴は、白の体育の授業に適する運動靴で、靴ひもは白色とする。白ではない色が入っているものや、スニーカー、ハイカットのものは不可とする。

オ 上履きは、規定のスリッパとする。色は学年規定の色とする。

カ 体育時間の服装は、規定の体操服とする。
*熱中症対策として、帽子着用は可とする。
(白が基調のもの)

キ 上半身に着用する下着は白色 (UネックかVネック) でハイネックやタートルネックは許可しない。

(9) 第 5 条「制服」については、必要に応じて生徒・保護者の意向を十分考慮し、柔軟な対応を実施する。

(髪型)

第 6 条 社会の一員としてふさわしい、中学生らしい髪型とし、次のことを禁止する。又、ヘアピン・ゴムなどを使用する場合は華美にならないようにする。ゴムの色は、黒・紺・茶とする。

(1) パーマ、特異な髪形

ア 左右非対称の髪形。

イ 段差の大きいもの。

ウ ツーブロック又はツーブロック状のもの

エ モヒカン又はモヒカン状のもの。

オ 耳や目に髪がかかるもの (男子)。

カ 後ろ髪が襟を隠すくらい長いもの。

*女子生徒は、髪が肩につく場合は、後ろでひとまとめにするか、左右後ろでそれぞれまとめる。

*まとめる際は、耳より下にまとめる。

*三つ編は後ろでまとめるものは可とする。

*前髪について、まゆ毛にかかるものは、ヘアピンでとめ、耳にかけるようにする。

キ 前髪や側頭部での編みこみ等。

ク 頭頂部より上に髪を束ねたものが見えるもの。

(2) 染色、脱色

(3) 整髪料の使用

(4) その他、学校が判断したもの

(通学バッグ)

第 7 条 城北中学校の通学バッグに関する規定は、次のとおりとする。

(1) 通学バッグは学校指定の黒色のスリーウェイバッグを使用する。

(2) (1)のスリーウェイバッグに入りきらない荷物

は、学校指定のサブバッグに入れて通学する。

- (3) 学校指定のサブバッグは2種類あり、どちらを使用してもよい。
- (4) サブバッグは手で持つことを前提に作成したものであるため、リュックサックのように背負わない。使用上のルールが守れない場合は、サブバッグの使用を禁止することもある。
- (5) サブバッグのみで通学することは原則ないが、校外活動等でサブバッグのみを使用する場合は、学校から事前に連絡をする。

(化粧・装飾品等)

第8条 次のことを禁止する。

- (1) ミサンガ・ピアス・指輪等のアクセサリ
- (2) 化粧(アイプチ等も含む)、マニキュア、ペディキュア、まゆ毛を意図的に剃る

(所持品)

第9条 所持品には必ず氏名・学校名・学級名を記入する。

第10条 次の物品については不要物とし、学校内での所持については担任による一時預かり又は没収廃棄とする。

- (1) 携帯電話(スマートフォン)、ゲーム機、音楽プレイヤー機器

*携帯電話(スマートフォン)を伴う問題行動の際には、解約を勧める場合もある。

- (2) タバコ、ライター、刃物、菓子類
- (3) ピアス・指輪等のアクセサリ類、化粧品、雑誌・漫画、カード類

第11条 不必要なお金を持参しない。諸事情等で持参した場合は朝学活の時に必ず担任に預ける。生徒間でのお金の貸し借りは絶対しない。

(登下校・外出)

第12条 時間を厳守し、安全に登下校を行う。

第13条 欠席・遅刻の場合は8時20分までに保護者が必ず連絡する。

第14条 一旦登校した後は、買出し等で校外に出ることは禁止する。昼食は注文制とし、1時間目の前までに一階事務室で注文する。

*下校時に売店等に寄らない。寄り道をせず、帰宅する。

(自転車通学)

第15条 自転車通学は、次に示す規定に従って行う。

- (1) 自転車で通学できる者は学校が配布する「自転車通学範囲」に住む者とし、許可後、許可証(番号シール)をつけ、通学する。
- (2) 身体及び特別な事情のため自転車で通学を希望する者は学校に届け出て、許可を受ける。自転車通学の必要がなくなったときは、直ちに本人が届け出る。
- (3) 許可証は後部反射鏡の上部につける。
- (4) 許可証紛失・新たに自転車を購入した等により新たに許可証が必要になった場合は、直ちに届け出て新しい許可証をつける。

(5) 自転車は指定された場所に置く。

(6) 自転車のスタンドは、両立てスタンドとする。

(7) 自転車は改造しない。

(8) 自転車には鍵をかける(学校内外を問わない)。盗難防止のため、鍵は二重にかけることが望ましい。

(9) 自転車通学生は城北中学校の規定や交通規則を守る。頻繁な違反は自転車通学許可を取り消すこともある。

(10) 無許可での自転車通学、校外への自転車放置、二人乗り、傘さし運転などがあった場合は、自転車を一週間預かる。違反が再三にわたる場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

(11) 自転車通学生は安全のためヘルメットを着用することが望ましい。あご紐をきちんととめ、ヘルメットがはずれないように、しっかり固定すること。

*平成30年度入学生からはヘルメットを必ず着用

(12) 自転車には、盗難にあった場合のことを考えて、名前と住所を明記しておくことが望ましい。

(13) 事故を起こした場合

【通報等に関しては、近くの大人に頼む】

ア けが人がいる場合は、まず救急車を呼ぶ(119番通報)。

イ 2次災害を防ぐために、安全な場所に自転車を置く。

ウ 現場をよく確認して、警察へ通報(110番通報)する。

エ 事故の相手の名前、住所、連絡先等を確認する。

オ 自分の名前、住所、連絡先等を伝える。

カ 学校や保護者に連絡する。

(14) 自転車を放置しない。駐輪所でない場所に置かない。

第3章 校外生活に関すること

(遊技場への立ち入り)

第16条 ゲームセンター・カラオケ店・ボウリング場・インターネットカフェ等は保護者同伴とする。

第17条 映画館・スケート場等は保護者の承認を得た上での出入りとする。

第18条 プール・海水浴等も水難事故を防ぐため、保護者同伴が望ましい。

(外泊)

第19条 友人宅への外泊は禁止する。また、生徒だけの夜間の外出はつつしむ。

(アルバイト)

第20条 アルバイトは、事情がある場合のみ許可する。その場合、保護者が学校長に申し出る。

(事故)

第21条 校外で事故にあった場合は、直ちに学校に連絡する。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第22条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。
また、保護者来校を求める場合もある。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ア 飲酒・喫煙
- イ 暴力・威圧・強要行為
- ウ 建造物・器物破損
- エ 窃盗・万引き
- オ 性に関するもの
- カ 薬物等乱用
- キ 交通違反
- ク エアガン・バタフライナイフ等の購入・所持
- ケ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ア 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- イ いじめ
- ウ カンニング
- エ 家出及び深夜徘徊
- オ 自転車通学についての規定違反
- カ 無断アルバイト
- キ 暴走族等への加入
- ク 登校後の無断外出・無断早退
- ケ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- コ 不純異性交遊
- サ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第23条 特別な指導は、次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 別室指導
- (3) 別室反省指導
- (4) 奉仕活動

(別室反省指導)

第24条 別室反省指導は、次のとおり行う。

- (1) 別室反省指導は、自らの行為の過ちを認め、同じことを繰り返さないよう自戒、反省し、今後の展望や目標を持つ場とする。
- (2) 別室反省指導の期間は、概ね1～3日程度とする。ただし、問題行動の程度や繰り返しの状況、別室反省指導に取り組む姿勢等により、別室反省指導の期間を変更することがある。
- (3) 別室反省指導中は、部活動に参加できない。

(各関係機関との連携)

第25条 次の内容については、学校長の判断により関係機関との連携を積極的に行う。

- (1) いじめに関わる事案
- (2) 暴力行為に関わる事案
- (3) 触法行為に関わる事案